

確定版（公開用）

第7期 第9回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第9回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成30年7月30日（月）午後6時30分から午後7時28分
開催場所	中央ふれあい館2階特別会議室
出席者	齋藤委員長、田村副委員長 稲川委員、松本委員、板橋委員、森委員、植木委員、岡田委員、内山委員、竹本委員 (傍聴者) 2名
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市市民投票条例について ・これまでの審議内容のふり返り <p>○議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申に向けて <p>○その他</p> <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 席次表 3 川口市市民投票条例について 4 川口市市民投票条例条文 5 他市における住民投票の実施状況 6 これまでの審議内容のふり返り 7 第6期自治基本条例運用推進委員会の答申（写し） 8 第7期自治基本条例運用推進委員会 今後のスケジュールについて（予定） 9 答申作成に向けたワークシート 10 前回議事録の確定版
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局（企画経営課長）</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p>これより、傍聴者希望者2名に入室をしていただく。</p> <p style="text-align: center;">－ 全員異議なく了承 －</p>

■ 開会（午後6時30分）

事務局（企画経営課長）

定刻となったので開会する。本日の出席者は10名で、この会議は成立となる。それでは議事の進行を委員長にお願いしたい。

委員長

それでは、次第の2、報告事項にはいる。

まず、報告事項の1つ目、個別条例の「川口市市民投票条例について」を担当課である企画経営課より説明をお願いします。

事務局（企画経営課担当者）

はじめに、「川口市市民投票条例について」、所管課である企画経営課から説明させていただく。

資料1の1ページをご覧ください。

本条例は、第7回、第8回の委員会でそれぞれご説明させていただいた「川口市協働推進条例」及び「川口市市民参加条例」と同じく、自治基本条例に基づき策定された個別条例のうちのひとつであり、自治基本条例第30条に市民投票に関する事項が規定されている。

本条例は平成25年4月1日に施行されたが、それ以前、平成21年4月1日に施行された「川口市の憲法」である川口市自治基本条例において、「市民参加に関すること」、「協働に関すること」、「市民投票に関すること」については、内容が重要であること、定めるべき事項が多岐で詳細にわたっていることから、必要な事項は別の条例で定めることとされ、そのうち、「市民投票に関すること」については、間接民主制を補完し、市民の皆様の意向を反映することを目的として定められたものである。

続いて、資料の2ページをご覧ください。

策定までの経緯であるが、平成24年2月に川口市市民投票条例策定委員会を設置し、公募を含む市民、学識経験者や知識経験者など様々な立場の委員により、延べ10回にわたり委員会を開催し、検討を行っていただいた。

委員会は公募委員4人を含む、学識経験者、知識経験者等、総勢15名で構成され、市長の諮問に応じ、条例に規定すべき事項その他条例案の策定に関し、市長が必要と認める事項について、各委員それぞれの立場や経験に基づき、様々な角度から議論を尽くしていただいた。

続いて、資料の3ページの上段をご覧ください。

委員会での議論をうけ、まとめられた条例素案に対して、平成24年11月にパブリックコメントを実施、6名の方から20件の意見をいただき、パブリックコメントを経て完成された条例素案の答申を受け、その条例素案をもとに制定にいたったものである。

続いて、同じく資料の3ページの下段をご覧ください。

本市の市民投票条例は、制度の骨格を成すものとして、1「市民投票の対象事項」、2「市民投票の請求及び投票ができる者」、3「市民投票の請求方法」、4「市民投票の形式」、5「市民投票の結果」の5つの事項を、特に重要なものとして定めている。

続いて、資料1-2をご覧ください。

これは、「川口市市民投票条例本条例」の条文であるが、本条例は全21条で構成されている。

第1条では、「趣旨」として、本条例は自治基本条例第30条第3項の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定める旨を規定している。

第2条では、「市民投票に付することができる事項」として、本市の自治の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接、その賛成又は反対を問う必要があるものを「市民投票の対象事項」としている。

また、「ただし書き」として、(1)市の権限に属さない事項から(5)市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項までの、5つの事項に関しては、法令等の兼ね合いなどから市民投票に付することができない旨を規定している。

第3条では、「市民投票の請求等」として、市民投票を請求・発議できる者を市民、議会及び市長と定めており、それぞれ、同条第1項では、本市の選挙人名簿に登録されている者は、その総数の6分の1以上の連署をもって発議することができることとし、同条第4項では、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市長に対し発議することができることとし、さらに、同条第5項では、市長は自ら市民投票を発議できる旨が規定されている。

さらに、同条第7項では、市長は、市民請求もしくは議会請求があったとき、又は、市長自ら行った市民投票の発議により市民投票を実施するときには、直ちにその要旨を公表する旨を規定している。

第4条では、「市民投票の形式」として、賛成又は反対のどちらかを選ぶ二者択一の形式とする旨を規定している。

第5条では、「投票資格者」として、市民投票の請求ができる者は、公

職選挙法第9条第2項の規定により、川口市議会議員及び市長の選挙の選挙権を持っている者とし、具体的な投票資格者の要件として、①日本国民であること、②年齢が満18歳以上であること、③引き続き3ヶ月以上、川口市に住所を有するものであることの3つが要件となっている。

さらに、第6条は「投票資格者名簿の調製等」について、第7条は「市民投票の期日」について、第8条は「投票所等」について、第9条は「投票資格者名簿の登録及び投票」について、第10条は「投票資格者でない者の投票」について、第11条は「投票所における投票」について、それぞれ規定している。

また、第12条では、「投票の方法」について規定しているが、同条第2項において、投票人は投票用紙の2つの選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない旨を規定している。

続いて、第13条は「無効投票」について、第14条は「情報の提供」について、第15条は「投票運動」について、第16条は「開票所等」についてなど、第6条から第16条までは市民投票の実施に関する基本的な事項を定めている。

第17条では、「市民投票の成立等」として、同条第1項において、投票したものの総数が投票資格者数の2分の1に満たないときは不成立となり、開票作業も行われぬ旨を規定している。これは、市民投票に付される事項は、市政に重大な影響を与える事項であり、市議会及び市長等は市民投票の結果を尊重することが定められていることから、市民投票の結果には、多数の市民の意見であると認められる量的な納得性が必要となることから、投票率に一定の成立要件を定めたものである。

また、同条第2項では、市長は、市民請求又は議会請求に係る市民投票について、当該内容を当該市民請求に係る代表者及び市議会議長に通知しなければならない旨を規定している。

第18条では、「市民投票の結果」として、市民投票に付された事項について市民の賛否の意思は、有効投票総数の過半数をもって決し、市民投票の結果とする旨を規定している。

第19条では、「結果の尊重」として、市議会及び市長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならない旨を規定している。

さらに、第20条は「投票及び開票」について、第21条は「委任」について、規定しているものである。

最後に、資料1-3をご覧いただきたい。

これは県内他自治体における住民投票条例の実施状況について記載したものである。

県内では、2013年12月に北本市において、「新駅建設の賛否を問う住民投票」が実施され、投票率62.34パーセント、新駅建設に対して「賛成」とする票が8,353票、「反対」とする票が26,804票という結果を受け、新駅建設計画は白紙となったとのことである。

また、2015年2月には所沢市において、「防音校舎の除湿工事・冷房工事の計画的な実施に関する住民投票」、いわゆる小中学校へのエアコン設置に関する住民投票が実施された。

所沢市では、常設の住民投票条例というものは規定されておらず、個別案件ごとに住民投票に関する条例が策定されることから、当該事案については、条例制定請求代表者が有権者の50分の1以上の署名をあつめ、市長に条例制定請求書を提出、市長はその請求を受けて、所沢市議会へ「防音校舎の除湿工事・冷房工事の計画的な実施に関する住民投票条例案」を上程し、それを受けた所沢市議会では、「賛否いずれかが投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市長、市議会はその結果の重みを斟酌しなければならない」という内容を付け加えたうえで、実施された。

その結果として、投票率31.54パーセント、エアコン設置に対して「賛成」とする票が56,921票、「反対」とする票が30,047票と、当日の投票率は3割強と低いもので、エアコン設置実現の目安である投票資格者総数の3分の1を超えることができないという結果となったが、その後、市長部局と教育委員会とで検討を重ねた結果、小・中学校併せて2校について、エアコン設置に向けた手続きをすすめるとのことであった。

このほか、次ページ以降には、参考として過去5年間の全国の市民投票条例実施状況及び常設型の住民投票条例を制定している自治体一覧を記載しているので、のちほどご覧いただきたい。

川口市市民投票条例についての説明は以上である。

委員長

ただいまの説明について、何か質問や意見があればお願いしたい。

— 委員からなし —

委員長

ないようなので、次に進む。

次に、報告事項の2つ目、「これまでの審議内容のふり返し」について、

事務局より説明をお願いする。

事務局（企画経営課担当者）

次に、第7期運用推進委員会における、「これまでの審議内容のふり返りについて」、説明させていただく。

資料2をご覧ください。

この資料は、これまで第1回から第8回までの委員会の中で、説明した事項や委員からの意見等を、過去の会議録から抜粋し、記載したもので、その概要について、ふり返りとして説明させていただく。

まず、1ページ目をご覧ください。

第1回委員会では、「自治基本条例について」、「諮問内容の説明について」及び「今後の進め方について」を説明させていただいた。

はじめに、「自治基本条例について」、齋藤委員長より説明いただき、まず、自治基本条例には様々な定義があるが、本条例の意義として、第一に住民自治の拡大と地域の個性の醸成が考えられるとのこと。

また、条例制定の効果として期待されるのは、市民が市政への参加機会の拡大及び意思決定へ関与できるということ。

さらに、自治基本条例の特徴として大きく分類すると、各自治体の個性や理念などを掲げた「理念型」、参加、協働、情報公開、住民投票の仕組みを明示した「住民自治拡充型」、具体的な政策の分野や方向性を明示した「政策指針型」になり、本市をはじめ、県内自治体の多くは、「理念型」と「住民自治拡充型」の統合型であるとの説明をいただいた。

次に、「諮問内容の説明について」では、第7期委員会においては、「自治基本条例の見直しの要否について」の諮問を受けたが、1年半ほど前に、第6期委員会として、「条例の条文そのものには特段改正する条項はない」という答申が出されたことから、現時点では改正の検討は急務ではないと判断している。また、今後、見直しが必要と判断された場合には、見直し案を含め答申することとするとの説明を、さらに、「今後の進め方について」では、諮問内容は検討が急務なものではなく、期限までの4年間という長い時間をかけて判断いただくものであると考えることから、自治基本条例を新たな視点から、じっくりと議論していただきたいとの説明をそれぞれ事務局からさせていただいた。

続いて、2ページ目をご覧ください。

第2回委員会では、「川口市自治基本条例の策定経緯について」及び「川口市自治基本条例運用推進委員会の成果について」を説明させていただ

いた。

まず、「川口市自治基本条例の策定経緯について」であるが、自治基本条例を策定した理由として大きく2つ挙げられるとのことで、1つ目の理由として、地方分権の進展の中で、地域のことは地域で決めるという「自己決定・自己責任」のもとで、地域の実情にあった独自のまちづくりを行う必要性が増したことで、自治体の条例や施策のよりどころが必要となり、「自立した自治体運営の根拠」として、自治基本条例が必要になったということ。

2つ目の理由として、行政への市民参加やNPOと行政との協働によるまちづくりのしくみが必要になる中、市民の多様な価値観を市政に反映させるための仕組みづくりが必要となり、市民自らが、市政に参加する仕組みを整備することで、市政への市民参加、市と市民、また、市民同士の協働のしくみとしての自治基本条例が必要になったとの説明をさせていただいた。

さらに、本委員会では、平成21年12月に市長から「川口市自治基本条例の運用及び啓発について」の諮問をうけ、委員会においてテーマを設定し、平成22年は「情報公開・行政手続・行政組織」を、23年は「市の町会・自治会関連施策」及び「町会・自治会の自主運営」を、24年は「危機管理」をテーマとして審議し、毎年答申をしてきたとのこと。

また、平成24年には、「自治基本条例の見直しの可否について」、「自治基本条例運用推進委員会の在り方について」の諮問がなされ、26年に、「条例見直しの箇所なし」、「同一メンバーによる長期的な審議が必要なことから、委員の任期を2年から4年に改めるべき」との答申をしたとの説明をさせていただいた。

さらに、会議の中では、委員からは今一度、自治基本条例とは何か、自治基本条例の運用や見守りのあり方についてなどの意見をいただいた。

続いて、3ページ目をご覧ください。

第3回委員会では、第2回の内容を受けて、委員が条例を読み込み理解することも必要ではあるが、自治基本条例は理念的な条例であるため、条文を読み込むよりも、日頃の生活実態のうえで問題となっている事柄などが、もれなく条例において想定されているかを確認してはどうかという提案があり、記載されているとおり、委員が日頃感じている課題や疑問など意見を伺った。

続いて、4ページ目をご覧ください。

第4回委員会では、本市の最上位計画である総合計画を素材に自治基本条例を評価する為に、「第5次川口市総合計画について」を、計画策定の背景や総合計画の構造など、一般的なことも含めて「総合計画とは」ということについて説明させていただいた。

また、基本構想で掲げた6つのめざす姿を実現するため、本市が推進する施策と、より具体的な手段を定めた単位施策、そしてこの施策の進捗を図る目標指標について、それぞれ説明させていただいた。

さらに、自治基本条例と総合計画の位置関係についての質問があり、本市においては、自治基本条例の趣旨を、最大限尊重すべき理念として総合計画に反映させていると回答させていただいた。

続いて、5ページ目をご覧ください。

第5回委員会では、「自治基本条例の趣旨を反映した市の取り組みについて」具体的な事業をあげて説明させていただいた。

条文によっては具体的な事業というものが当てはまらない場合もあるが、該当するものの中から主な事業をいくつか紹介させていただいた。

例として、第5条は「市民は、自治を実現するために、市と協働することができる」ということで、「市民と市の協働」について記載しているものであるが、これは、協働推進条例を所管している協働推進課の「ボランティア見本市」や「まちはみんなでつくるものフォーラム」といった取り組みを紹介させていただいた。

また、第6条は「市民および市は、自然災害、人的災害等の危機発生に備えて、危機管理体制を整備し、訓練を進めるものとする」ということで、「危機管理」について記載しているものであるが、これは、地域防災計画を所管している防災課の総合防災訓練や、職員を対象とした災害対策本部設置訓練などの取り組みを紹介させていただいた。

さらに、第7条は「市民は、市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加する権利を有する」ということで、「市民の市政参加に関する権利」について記載しているものであるが、これは、行政管理課が所管している市民参加条例や情報公開・個人情報保護条例に則り、パブリックコメントや附属機関等の市民公募による市民からの意見聴取、市長への手紙などによって、全庁的に市民からの意見収集に努めている旨を紹介させていただいた。

このほか、記載されているとおり、各条文に対して、市が行っている事業についてそれぞれ紹介させていただいた。

続いて、7ページ目をご覧ください。

第6回委員会では、第7期運用推進委員会の「これまでの審議内容の

確認とまとめについて」、資料に基づき報告させていただき、委員から第6回までのふり返りの中で、条例見直しの要否について意見をいただいた。

その中で、①では「時代の変化とともに適合するかどうか見定めなければならないが、今のところ条文の見直しの必要はない」、②では「自治基本条例の趣旨について、総論的なものであり、あえて変更する必要はない」、④では「まだ見直しの可否について判断できない」、⑤、⑥では「見直しの必要はないと思うが、答申期限までじっくり時間をかけて答申を出せばいい」などの意見が出された一方、市民の「権利」と「義務」に対し、「義務」も条例に記載すべきではないかとの意見も出された。

続いて、8ページ目をご覧ください。

第7回委員会では、「川口市協働推進条例について」、条例の所管課である協働推進課の職員から概要について説明があった。

協働推進条例は、自治基本条例第5条第3項を根拠として定められたものであり、多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定め、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的としている理念的な条例となっているとのこと。

また、本条例に則った主な施策としては、青少年ボランティア事業、ボランティア見本市、まちはみんなでつくるものフォーラムなどがあり、協働に必要なコミュニティやボランティア、多文化共生、男女共同参画の考え方を広く市民に啓発しているとの説明があった。

さらに、もともとあるボランティア活動や盛人大学事業を早くから取り組んできているなどの素地をベースに条例の体系が作られており、実情にあった仕組みが制度で整理されたのではないかなどの意見をいただいた。

最後に、9ページ目をご覧ください。

第8回委員会では、「川口市市民参加条例について」、条例の所管課である行政管理課の職員から概要について説明があった。

市民参加条例は、自治基本条例第7条第5項を根拠として定められたものであり、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し、市政に参加する権利を保障することで、市政の主権者である市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とした条例となっているとのこと。

また、本条例で定義される「市民参加」とは、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加することとされており、市民参加は

「意見聴取」や「意見提出」により行うものと規定しているとのこと。
これらの方法としては、パブリックコメントや附属機関の会議、市長への手紙等があげられるとの説明があった。
さらに、自治基本条例に基づき、個別条例として市民参加条例が策定され、執行機関がやるべきことを明確にしたため、策定前よりは明らかにわかりやすくなり、管理をする体制が整備され、参加を保障しようという姿勢を感じられたなどの意見をいただいた。
以上、第7回、8回、そして、先ほど説明した「市民投票条例」、この3つの個別条例は、これまでも申しあげているとおり、いずれも自治基本条例を根拠として策定された個別条例となっており、自治基本条例の理念に則り、運用されているものと解される。
「これまでの審議内容のふり返し」の説明は以上である。

委員長

ただいまの説明について、何か質問や意見があればお願いしたい。

－ 委員からなし －

委員長

ないようなので、次に進む。

次に、次第の3、議事として、「答申に向けて」を事務局より説明をお願いします。

事務局（企画経営課担当者）

次に、議事である「答申に向けて」を説明させていただく。

資料の3「第6期答申の写し」、資料4「今後のスケジュールについて」及び資料5「答申作成に向けたワークシート」を用意いただきたい。

まず、資料3「答申の写し」については、今後の答申作成の作業を進めるにあたり、委員に答申の構成等について、イメージをしていただくために用意したものである。

構成としては、まず、「はじめに」として、導入部分となる諮問の経過と答申を出すことについて述べ、次に諮問に対する結論及び理由について述べ、最後に「おわりに」として意見など補足事項を記載している。

なお、今回示した答申の写しが一般的な答申の形となっているが、当然のことながら、この形にこだわることなく、あくまでも一例として示したものである。

続いて、資料4「今後のスケジュール」をご覧いただきたい。

次回、第10回委員会は、本日、この後に説明させていただき、資料5のワークシートをもとに作成した答申素案について、検討していただきたい。

続く第11回、第12回委員会では、前の会で出された意見を元に作成した答申素案、答申素案を順次提示し、検討いただきたいが、今後の作業の進捗状況により変更が生じる可能性もあるので、了承いただきたい。

そして、年度が明けた31年5月には、第13回委員会を開催し、答申案を確定、7月を目途に市長に対し答申の提出を予定している。

なお、答申提出後は、今期のふり返り及び来期への申し送り事項を検討・確認し、第7期最後の委員会において、次期委員会への申し送り事項の確定を予定している。

最後に、資料5「答申作成に向けたワークシート」について、説明させていただく。

このワークシートは、答申作成に向けた基礎資料とさせていただきものであり、これまでの本委員会で検討してきたことをもとに、本条例見直しの要否について、各委員の意見を記入していただきたい。

なお、このワークシートについては、本日は持ち帰りいただき、自宅で記載いただいたのち、手元にある黄色い封筒にて、8月15日までに企画経営課あて郵送していただくようお願いする。

「答申に向けて」の説明は以上である。

委員長

ただいまの説明について補足する。

資料3の第6期答申の写しについてであるが、本委員会の答申は伝統的にこのようなスタイルをとってきたものであり、今回の答申についても見本と同様な構成をとる方向で考えている。

見本の答申は4章立てになっているが、今回は、「はじめに」、「見直しの要否」、「おわりに」の3部構成で記載できるのではないかと考える。

いずれにしる、構成については、条例見直しの要否いずれかによって、変わる可能性もあるが、答申のボリュームとしてA4用紙2ページ程度で作成できるのではないかと考える。

資料4のスケジュールについては、次回、第10回委員会においては、ワークシートに記載していただいた意見を集約した形で素案を示し、検討いただきたいが、意見集約がある程度順調に進めば、今後のスケジ

ジュールについて調整してみてもよいのではないかと考えるが、そのあたりは進み具合で判断したい。

資料5のワークシートについては、現時点では、まだ条例見直しの要否の判断が決まっていないと思われるので、このあと、フリーディスカッションというような形で、これまでの会議を通じて思ったことや改めて確認したい事項などの意見をいただきたいと考える。

ワークシートの書き方としては、条例見直しの必要があれば、見直すべき箇所とその理由を記入いただきたい。また、見直しを否とするならば、否に丸をつけていただき、その理由を記入していただきたい。

また、自由記述欄には、条例見直しの要否に関係なくとも、条例を運営して行くうえで、広報をもっと充実したほうが良いなど、取り組むべきアイデア等があれば記入いただきたい。

その点については、条例見直しの要否とは関係なくとも、市側に意識してもらいたい意図を持って、答申の「おわりに」に盛り込むことも考えられる。

補足説明は以上とさせていただくが、何か質問等はあるか。

委員

例えば条例見直しの要と記載しても、結果として否となった場合、そうした意見は少数意見として反映されるのか。

委員長

出された意見をみて個別に判断したい。

委員

第6回委員会で納税の義務について議論があったが、その際、事務局より条例第3条の中に記載されている「自治体の主体としての自覚を持ち」という文言から、納税などの義務の意味を持たせたいとの説明があったが、私は決してそのように読み取れるとは思えない。

第3条はもう少し直接的に示したほうがよいと考える。

川口市は、いまでこそ収納率が向上してきたが、かつては全国的にみても収納率の低い自治体であったし、国民健康保険税の収納率は今でも低水準で推移している。

このような状況は、まじめに税金を収めている市民がいる一方、税金を納めずに逃げ得している市民がいることを看過していることになるかと考える。

権利を主張するならば、市民として義務を果たすべきであり、権利と義務のバランスを見直すべきと考える。

委員長

ほかに意見ある方はいるか。

委員

答申書の書き方については、少数意見を大事にし、意見として併記したほうがよいと考える。

この4月より中核市に移行したことを踏まえ、市も市民もよりいっそうの自立を求められているのではないかと考える。

また、そういった意味では、根本的な条文の趣旨を変更する、しないは別として、市民の義務を意識するような文言があってもよいと考える。

委員

毎回、納税の件についてはふれてもらいたいと考えている。

本条例が川口市の憲法であるならば、書き方を工夫して納税について明記したほうがよいと考える。

収納率の向上は、市長が力を入れている部分でもあり、市民が幸せになるには税金というのは大きな問題であると考えている。

また、家の周りにもたくさん外国人がいるが、見ていると、きちんと仕事をしているのか、税金を納めているのか、周りの人もみんな不安に思っている。

委員

第1回目の委員会のおきから、本条例が自治体の憲法であるならば、無闇に改正すべきではないというスタンスで、今でもそのように考えている。

また、本委員会は条例にそぐわない問題が起きたときに機能すれば一番わかりやすい形だと思っている。

ただし、条例に盛り込んであるが、実際に明記されていない事例があるならば、変更すべきなのではないかと考える。

委員

外国人に対して、自治基本条例がどれだけ対応できているのか疑問である。川口市は外国人籍が多いと聞いているので、無視できない問題で

	<p>あると考える。</p> <p>委員長 自治基本条例のパンフレット等は外国人に対しても配布しているのか。</p> <p>事務局（企画経営課担当者） 希望があれば渡している。</p> <p>委員長 条例見直しの要否を検討するにあたり、これまでも条文を個別に確認したり、総合計画との関係性や個別条例との整合性などを総合的に検討してきた。 この場ではすぐに答えは出せないと思うので、本日お渡しした資料2をもとに、ご自宅でワークシートに記入いただき、8月15日までに提出いただきたい。 本日の議事はここまでとしたいが、何か確認したい事項等はあるか。</p> <p>－ 委員からなし －</p> <p>委員長 それでは、「その他」で事務局からあればお願いしたい。</p> <p>－ 事務局からなし －</p> <p>委員長 それでは本日は以上で閉会とする。</p> <p>■ 閉会（午後7時28分）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	平成30年10月13日（土） 場所：中央ふれあい館特別会議室